破産手続廃止

平成２１年（フ）第３１号
静岡県下田市柿崎６番22号
破産者　株式会社ホテルまさき
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３２号
静岡県下田市柿崎４番１号
破産者　有限会社なぎさホテル
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３０５１号
福岡市中央区那の津２丁目９番１号
破産者　有限会社ひかりや
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６５号
福岡市中央区草香江２丁目５番20号コモド大壕202号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区赤坂３丁目６番43号
破産者　株式会社ビーアイシー
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６６号
福岡市中央区草香江２丁目５番20号コモド大壕202号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区赤坂３丁目６番43
破産者　株式会社オフィス・コルレオーネ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３６号
福岡市中央区舞鶴２丁目７―３　福岡ソニックビル２階、商業登記簿上の本店所在地北九州市八幡西区千代４丁目１番11号
破産者　有限会社クライス
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１１３号
札幌市北区北27条西４丁目１番17号　諸橋ビル
破産者　有限会社谷内建築研究所
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５８号
埼玉県三郷市新和３丁目177番地
破産者　有限会社栄光食品
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
千葉県館山市北条398番地の１　釜沼ハイツＦ棟
破産者　岩尾　佳奈
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５２号
千葉県館山市北条398番地の１　釜沼ハイツＦ棟
破産者　岩尾　健一
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２０６号
三重県津市藤枝町24番地
破産者　山﨑　修美
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２１号
兵庫県加古郡稲美町印南1058番地の24
破産者　有限会社中村工業所
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４７号
秋田市茨島２丁目８番11号
破産者　合資会社鈴木工務店
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９６号
秋田市外旭川字待合28番地
破産者　秋田大果株式会社
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１号
千葉県山武市木原1411番３
破産者　株式会社パックス
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９７７号
横浜市中区不老町３丁目13番17
破産者　石川綜合技研株式会社
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７４２号
横浜市西区南浅間町20番地９コスモ西横浜グランシティ209号室
破産者　ワイエムモバイル有限会社
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９８号
神奈川県秦野市鶴巻1921番地の１
破産者　株式会社アクティ流通システム
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１２号
愛媛県四国中央市妻鳥町851番地の２
破産者　株式会社ケイ・エス工業
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２９８号
福岡市南区大池１丁目１番１―403号、前住所福岡市中央区山荘通３丁目80番地
破産者　中村　信彦
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２４号
福岡市南区寺塚２丁目13番10―303号、前住所福岡市中央区小笹３丁目８番８―502号
破産者　財津　一憲
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部